

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
三加和町

2 構造改革特別地域の名称
三加和 8 つの里グリーンツーリズム特区

3 構造改革特別区域の範囲
三加和町全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢

三加和町は、熊本県北部と福岡県との県境に位置し、人口 6 , 0 0 0 人弱の中山間地域に位置する町です。

北部に福岡県側から南に走る筑後山地の支脈が縦横に走って丘陵地をつくり、耕地はその山間盆地に階段状に展開し、農村風景をかもし出す棚田も点在しており、周りを標高 2 0 0 ~ 4 0 0 m の山々に囲まれています。河川は、これらの山々の谷間をつたいながら町のほぼ中央部を、和仁川と十町川、岩村川が流れ菊池川へと注いでいます。

(2) 産業・交通

町の主要な産業は農業で、稲作を中心に果樹や野菜、葉タバコなどとの複合経営が多く、年間を通して四季折々に多品種多品目の農産物が生産されています。

交通アクセスは、車で 1 5 分圏内に九州自動車道の南関 . C と菊水 . C があり、熊本市内からは、この九州自動車道を利用して 1 時間程度のところに位置しています。また、福岡市内からも九州自動車道を利用すると 1 時間強で来ることができます。今後は九州新幹線の開通に伴い、福岡県方面からの交通アクセスはさらに改善されることとなります。

(3) 観光資源

町の代表的な観光資源として次のものがあります。

国指定史跡「田中城跡」

中世から近世の過渡期の時代、肥後国 52 人衆に数えられる『和仁親実』を城主とした県下最大級の山城跡で国指定の史跡です。

八つの神様

目、耳、歯、手足、イボ、胃、性、命の八つの神様が点在しており、ハイキングをかねてこれらの神様巡りができます。

豊前街道（歴史の道百選）

江戸時代の参勤交代道として、また、人々が往来する交通路として大変重要だった街道跡です。町内を通る豊前街道途中の坂には、武将が腹を切ったとされる「腹切坂」が整備されており、当時の雰囲気をかもし出しています。

みかわ温泉

町にある二つの温泉は、湯量が多く常にお湯が注がれており湯船から溢れ出ています。県内はもとより福岡方面からの利用者も多く、となりにある物産館とあわせて人気のスポットです。

手漉き和紙の館

三加和の和紙は約400年の伝統があり、かつては和紙の一大産地でした。手すき和紙の館では、温もりのある手漉き和紙づくりが体験できます。

名人さん

京都太秦(うずまさ)撮影所の時代劇に使われている“わらじ”を一手に引き受けてつくっている“わらじ”づくりの名人さんや、ナイフで木を削り鳥や魚をつくるナイフカービングの名人さん、手漉き和紙名人さん、木炭づくり名人さんなど、他にも数多くの名人さんがいます。

(4) グリーンツーリズムへの取り組み

以上のように、三加和町はグリーンツーリズムを展開するうえで、大きな可能性を持つ地域です。これまでに町では、平成15年度から三加和町の味や自然などの魅力を感じてもらおうと、伝統行事や農業体験、また、地域ならではの特産品づくりなどの交流ツアーを実施してきました。都市からの参加者に、地元の名人さんと一緒にものづくりを楽しんでもらうことを大きな柱として、こんにやくや納豆づくり、しめ縄、門松づくりなどを行いました。体験が終わると参加者に交流ツアーに参加した動機や、楽しかった催しなどについてのアンケートを実施し、今後に向けた体験内容等の検討を重ねています。

このように、農村での体験をとおして、地域の人たちとのふれあいの場を重ねながら三加和の魅力を発信しています。

5 構造改革特別区域の意義

これまで三加和町では、グリーンツーリズムの参加者に対しアンケート調査を実施してきました。「1泊2日の旅行で一番やりたい内容は？」の問いに「体験と交流をゆっくりと行う旅行がしたい」という意見が全体の半数以上を占める結果となりました。また、参加した一番の理由としては、「スローライフを体験したい」「しめ縄、門松づくりなど伝承の技を体験できるから」「里山の暮らしが体験できるから」「山の空気、おいしい米、水が味わえるから」といった理由が大半を占めました。調査結果から、田舎を訪れる観光の形として、これまでの、観光地に行き「見る」「食べる」「遊ぶ」といったスタイルから、地域住民との交流の中からその地域の自然・産業・文化・芸能に触れ「語る」「作る」「学ぶ」とい

った体験型のスタイルに変わりつつあることがわかりました。

このことを踏まえ、これまで実施してきたグリーンツーリズムをさらに魅力あるものにするために、都市の住民がゆとりや安らぎを感じながら農業体験や田舎暮らしができる滞在型の条件整備が急務であると考えました。

そこで、本特区計画の適用により、農家民宿が可能となることで、農家ならではの郷土料理でもてなしたり、野菜の加工方法や農作物に関する農家の知恵を伝えたりするなど、各農家の自助努力による新たなグリーンツーリズムの展開が図られ、低迷する農村地域の活性化が期待できます。

また、農業者や高齢者が持つ昔からの知恵や技術を活かした地域ならではの交流事業を実施することにより、地域高齢者等の生きがいつくりに繋げていこうというものです。

さらには、濁酒を醸造できる特別区域の適用を受けることで、農家民泊の目玉として、さらに魅力を増すことが期待できます。

6 構造改革特別区域の目標

- (1) これまで、三加和町のグリーンツーリズムの中で実施してきた農業体験や郷土料理づくりのみの単発的な日帰り短期型から、農家民泊を核として各農家が工夫を凝らした独自の取組みや、ゆとりのある素朴な田舎暮らしを体験できる農家民泊を中心とした滞在型への移行を図る。
- (2) 農家民宿の開業とあわせて濁酒を製造し宿泊客に振舞うことで、民泊の新たな魅力として集客を図る。
- (3) 農家民宿の開業を契機として、三加和町の山や川の自然、町内に点在する文化財や温泉等の観光資源、さらには県内外から観光客が訪れる町のまつりや文化・スポーツイベント等を最大限に活用した三加和町独自のグリーンツーリズムを展開することにより、地元農業者の所得向上をもたらす地域の新たな産業として確立させる。
- (4) 地域のイベント等による都市と農村との交流事業や、農業体験等をとおして地元特産物の販路の拡大を図り、低迷する農村地域の活性化と併せて、温泉施設等との連携による地域経済の活性化を図る。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画を実施することにより、これまで行ってきた交流事業に併せて農家民泊を核とした新たなグリーンツーリズムの展開が図られ、都市と農村の交流人口が増大される。それに伴い農家への宿泊代や農業体験に係る使用料、農産物の販売など各農家や関係者に対しての経済的効果が見込まれる。

また、ツーリズムによる交流事業を温泉施設や物産館、農業団体などとタイアップして実施することにより、関連施設への経済的効果も期待できる。

さらには、農家民宿での濁酒の提供は、話題性も高く宿泊客の増加につなげることができることから農家の収入増が見込まれる。

このように、体験・交流事業を展開することで、三加和独自のグリーンツーリズムを推進する体制が構築され、農村での体験・交流を目的に訪れる様々な観光客のニーズへの対応が可能となり、地域全体の活性化を図ることができる。

特区区域における都市と農村の交流人口

区分	H14年度実績	H15年度実績	H20年度目標	15 20年比較	
				人	%
日帰り	400,911	376,699	402,922	26,223	106
宿泊	231	298	478	180	160
計	401,142	376,997	403,400	26,403	107

特区区域における都市と農村の交流人口の推移を見てみると、日帰り人口は平成14年度をピークに減少傾向にある。それに対し宿泊人口は増加の傾向を示しているが全体としては右肩下がりの状況である。

今回の特区計画の取り組みにより、今後5年間で全体の交流人口の7%増を目標にする。特に宿泊による交流人口については、ここ数年増加傾向にあることと、農家民宿の開業による増加が見込めることから60%増を目指す。

8 特定事業の名称

- (1) 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
- (2) 707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 三加和グリーンツーリズム研究会の設置による推進

特区区域において、グリーンツーリズムを円滑に推進するために、計画の具現化に向けた様々な事項を検討し、県や関係団体との連絡調整を図りながら推進していく。具体的には次の事業を実施する。

体験交流のプログラムづくり

町の自然や産業、人材、施設を活用したプログラム内容の検討を行う。

四季折々にできるきのこ狩り、山菜つみ、アウトドアなど、また農業体験や町の特産品である手すき和紙の体験を、農家民泊と連動させながらプログラムを構

築する

地産地消によるもてなし

田舎ならではの味を堪能してもらうために、地元でとれた農産物や自然の中の山菜や魚を宿泊者等に提供する地産地消を推進していく。

新たな特産品づくり

昔懐かしい料理(味)の再現や地元の食材を使った新たな郷土料理の開発研究を進める。

インストラクターの養成

交流事業を進めていくうえで必要な人材の把握と養成のための講習会等を行い、多様な参加者のニーズに対応できる体制を整える。

美しい景観づくり

農業体験を通して、農村風景の代表的な棚田の魅力を伝えるため、現在荒廃している棚田の保全管理の運動を展開する。また、昔ならではの農村風景を再現するための取組みを推進する。

(2) 農家民宿事業の推進

農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃や、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付加して販売する場合、旅業法上の規制が緩和されたことを踏まえ、農家への周知、PRを図りながら一層の農家民宿の整備を促進する。また、なれない接客等についての研修会を開催し、農家の不安を取り除くことにより農家民宿を促進させる。

(3) 濁酒づくり講習会

素朴な農家民泊の魅力に加え、各農家の味として濁酒を民泊事業の一つの柱とするために、民泊に取り組む農家を対象として、濁酒づくりの講習会を実施する。

別 紙

1 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（特定事業番号407）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

三加和町において農家民宿事業を行おうとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別計画認定の日から

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）規制の特例措置の必要性

地域の自然や文化、人材を活用したグリーンツーリズムを展開していく中で、都市住民と地元住民との新たな交流の形として、宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠である。

（2）要件適合性を認めた根拠

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階段（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において

ア 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること

イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること

ウ 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること

の全ての条件を満たしており、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、

ア 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（前記5の（2）の）」を満たしていること

イ 客室が10室以下であること

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されてお

り、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されていること

の3要件を満たしており、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

別 紙

1 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業（特定事業番号707）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

三加和町において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で濁酒の製造をしようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別計画認定の日から

4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）の一環として、農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量（年間6k1））の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

近年、グリーンツーリズムによる都市と農村の交流が全国の農山漁村地域で展開される中、田舎ののんびりとした暮らしの中で、山や川での自然体験や農業体験、素朴な郷土料理を味わうなどの滞在型の体験・交流へのニーズが高まっている。

このような背景の中、当該規制の特例措置により、農家民宿を併せ持つ農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しなくてもよくなり、酒類製造の免許を受けることができるようになる。

これにより、農家民泊者に対しての濁酒の提供が可能となり、三加和町グリーンツーリズムの魅力を高める結果となる。また、農家民宿への集客効果も期待するものである。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生してくるとともに、税務当局の検査や調査の対象となり、受ける義務が生じてくる。